

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年十二月五日から平成二十七年四月五日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するように提出してください。

平成二十六年十二月五日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アピタ大和郡山店

所在地 大和郡山市田中町四四四番地ほか一〇〇筆

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三〇、三〇三平方メートル

（変更後） 二七、七二六平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1） 駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一、六五二台

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 一、八八五台

（2） 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四九四台

（変更後） 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 五三九台

（3） 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一、二八二・八平方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一、四四五・三平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 五〇五・四立方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 五三九・二立方メートル

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 一一箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

(変更後) 出入口の数 一三箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

三 変更する年月日

平成二十七年五月三十一日

四 届出年月日

平成二十六年九月三十日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

六 縦覧期間

平成二十六年十二月五日から平成二十七年四月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで